

豊頃町障がい福祉計画

(第7期：令和6年度～令和8年度)

豊頃町障がい児福祉計画

(第3期：令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

豊 頃 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 障がい福祉施策の流れ	2
3 計画の性格・法的位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の体制	4
6 障がい者（児）の範囲	5
第2章 障がい者（児）を取り巻く現状	7
1 人口・世帯の状況	7
2 障がい者（児）の状況	9
3 身体障害者手帳の交付状況	10
4 療育手帳の交付状況	12
5 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	13
6 特別支援学級児童・生徒数の状況	14
7 ことばの教室の状況	15
8 障害福祉サービス等の現状	16
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的事項	21
1 国の基本指針	21
2 施策の成果目標	22
第4章 障害福祉サービス等の見込み	29
1 障害福祉サービスの体系	29
2 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策	30
3 自立支援給付	31
4 地域生活支援事業	42
5 計画の推進体制と進行管理	51

《参考資料》

豊頃町地域自立支援協議会設置要綱・豊頃町地域自立支援協議会委員名簿
障害者関連団体・相談窓口一覧

【障がいの表記】

全ての人が、「障がい」の有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重する社会に向けて、一般的に否定的なイメージがある「害」の漢字表記を法律や固有名詞（例：障害者手帳や障害福祉サービスなど）として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

障がい福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりました。平成18年5月に障害者自立支援法が施行され、精神障がいのある人を対象に加えるなど、より一元的な制度として障害福祉サービスの一層の推進が図られました。

少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、災害による甚大な被害など障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていく重要性がますます高まっていく中、平成25年4月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として改正されました。

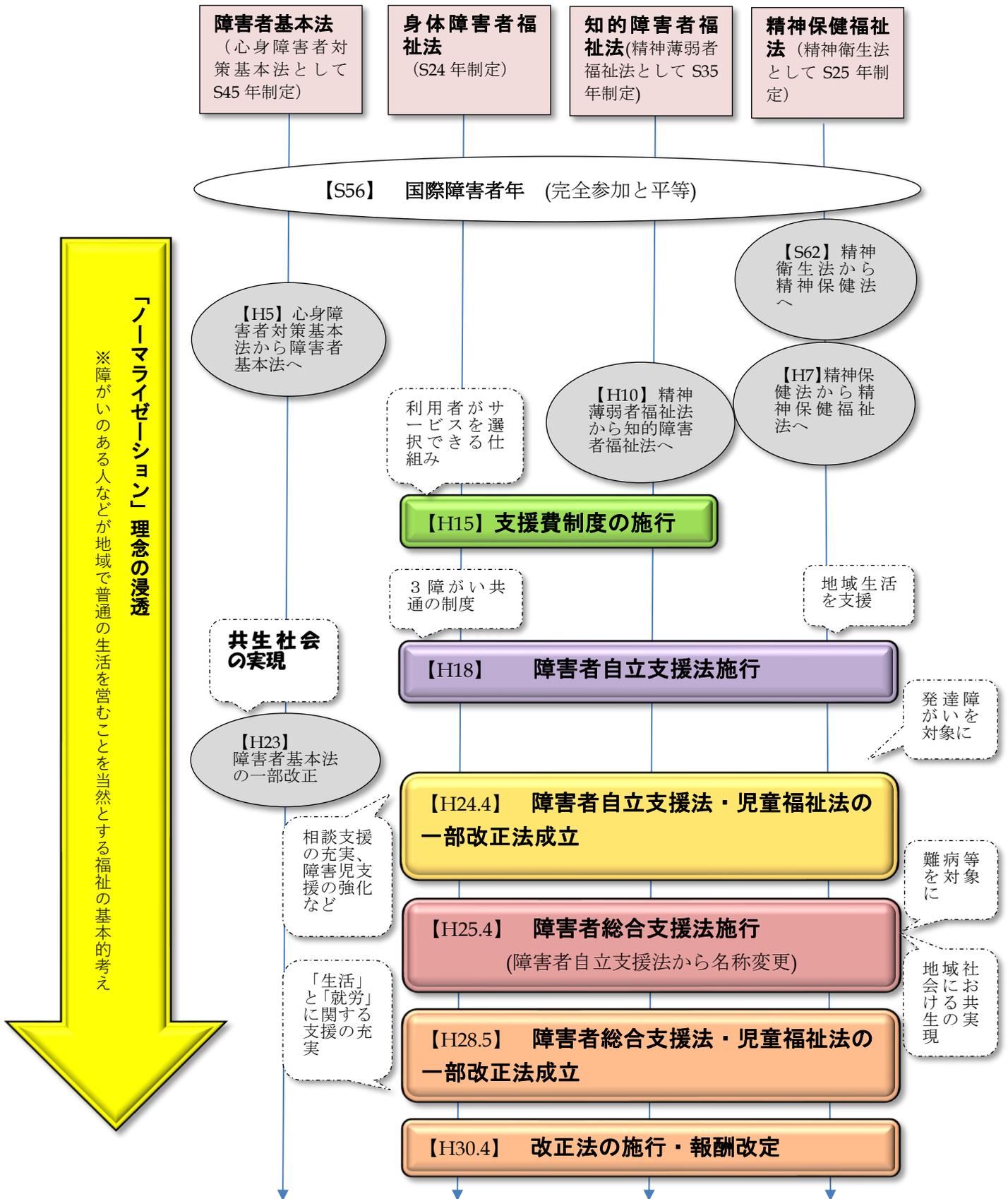
平成28年4月には、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本的事項などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活と就労支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がいのある子どもへの多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月施行されました。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年6月には児童福祉法が改正されるなど、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が図られました。

本町においては、平成27年に「第3期豊頃町障がい者計画・第4期豊頃町障がい福祉計画」、平成30年に「第5期豊頃町障がい福祉計画及び第1期豊頃町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者（児童）施策を進め、令和3年3月には「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現のため、「第4期豊頃町障がい者計画・第6期豊頃町障がい福祉計画・第2期豊頃町障がい児福祉計画」を策定し、本町における施策を一層推進してきました。

この度「第6期豊頃町障がい福祉計画・第2期豊頃町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間が終了することから、「第7期豊頃町障がい福祉計画・第3期豊頃町障がい児福祉計画」を策定し、サービスの見込量の目標設定とその見込量確保のための方策を定め、サービス提供体制整備へのさらなる取り組みを着実に推進するものです。

2 障がい福祉施策の流れ

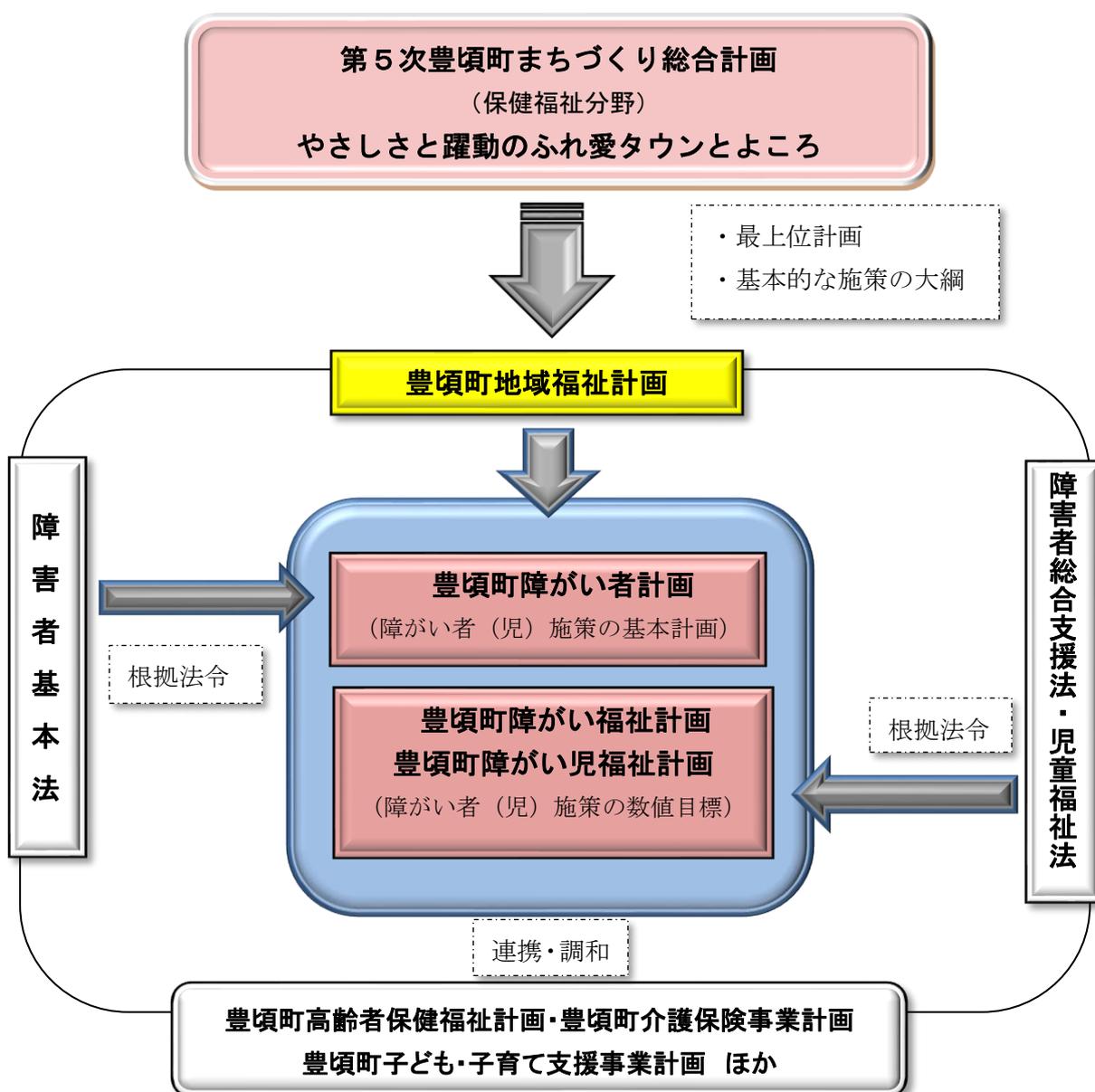


3 計画の性格・法的位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「豊頃町障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「豊頃町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

また、まちづくりの最上位計画である「第5次豊頃町まちづくり総合計画」の保健福祉分野に関わるものとして位置づけられ、「第2期豊頃町地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）」をはじめ、関連する個別計画との整合性と調和を保ちながら定めるものです。

■ 計画の位置づけのイメージ ■



4 計画の期間

「第4期豊頃町障がい者計画」は、障害者基本法に基づき障がいのある人が暮らしやすくなるための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間としています。

「第7期豊頃町障がい福祉計画」及び「第3期豊頃町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
豊頃町障がい者計画	第4期計画					
豊頃町障がい福祉計画 (見込量・目標)	第6期計画			第7期計画		
豊頃町障がい児福祉計画 (見込量・目標)	第2期計画			第3期計画		

5 計画策定の体制

「第7期豊頃町障がい福祉計画」及び「第3期豊頃町障がい児福祉計画」は、障がい者・障がい児のための施策に関する基本的な計画である「第4期豊頃町障がい者計画」(令和3年度～令和8年度)を踏まえ、国の示す基本指針に即して策定しました。

また、計画策定にあたっては、教育委員会、福祉課の関係部署と障がい福祉における現状と課題について協議検討し、「豊頃町地域自立支援協議会」において本計画について審議しました。

6 障がい者（児）の範囲

障害者総合支援法及び障害者基本法の定義により、本計画における障がいのある人（児童）は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がいのある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人となります。

参考

○障がい者計画

【障害者基本法第11条第3項】

市町村は、基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障がい福祉計画

【障害者総合支援法第88条】

第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

第6項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○障がい児福祉計画

【児童福祉法第33条の20】

第1項 市町村は基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第6項 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第7項 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第2章 障がい者(児)を取り巻く現状

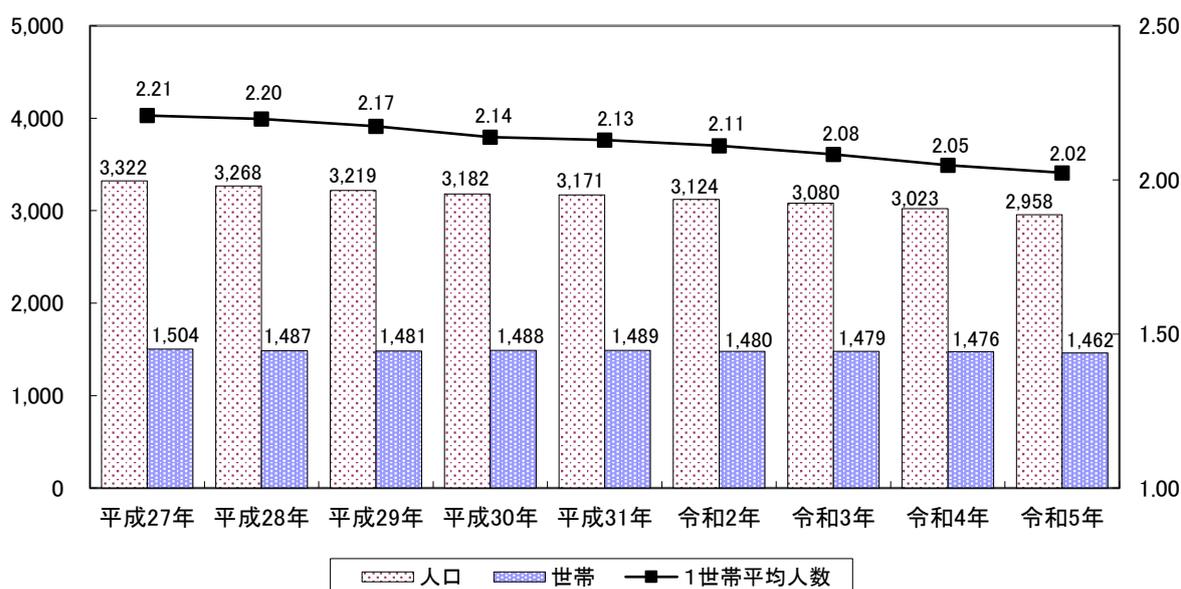
1 人口・世帯の状況

町の人口は、平成16年までは4,000人以上でしたが、令和4年3月末3,023人、令和5年3月末2,958人と減少を続けています。

世帯数は、令和4年3月末1,476世帯、令和5年3月末1,462世帯と微減程度であるものの、1世帯平均人数は令和4年3月末2.05人、令和5年3月末2.02人と年々減少し、核家族化が進んでいます。

また、令和5年3月末の65歳以上の人口は1,199人で40.5%の高齢化率となっており、地域問題となっています。

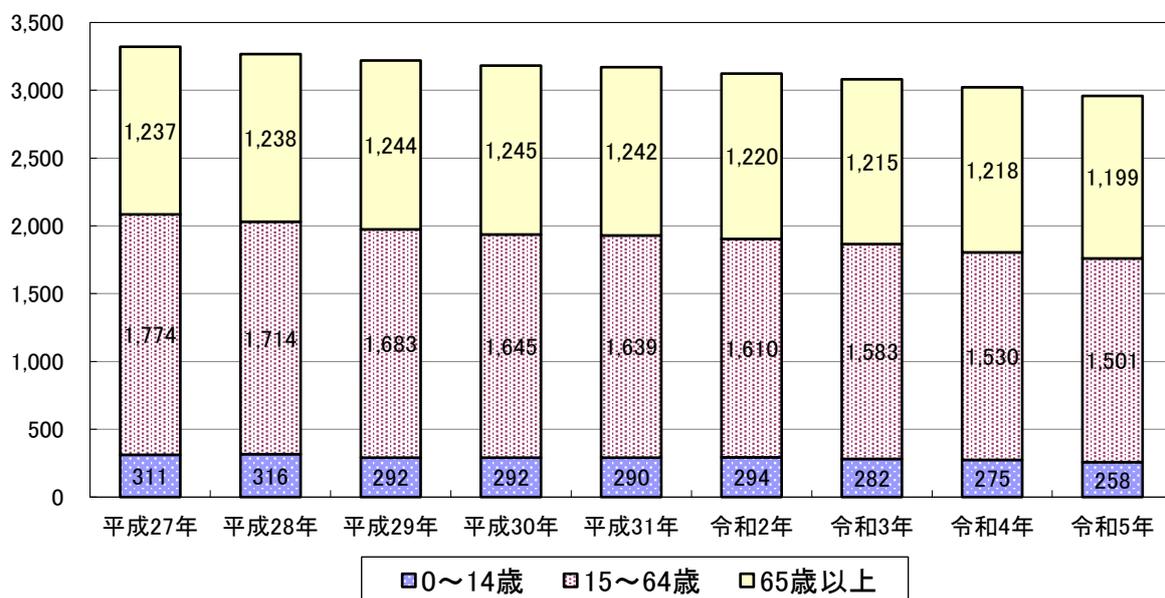
■ 人口・世帯数（各3月末現在住民基本台帳） ■



(単位：人、世帯)

区	分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人	口	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171	3,124	3,080	3,023	2,958
世	帯	1,504	1,487	1,481	1,488	1,489	1,480	1,479	1,476	1,462
1	世帯平均人口	2.21	2.20	2.17	2.14	2.13	2.11	2.08	2.05	2.02

■ 人口構成（各3月末現在住民基本台帳） ■



(単位：人、%)

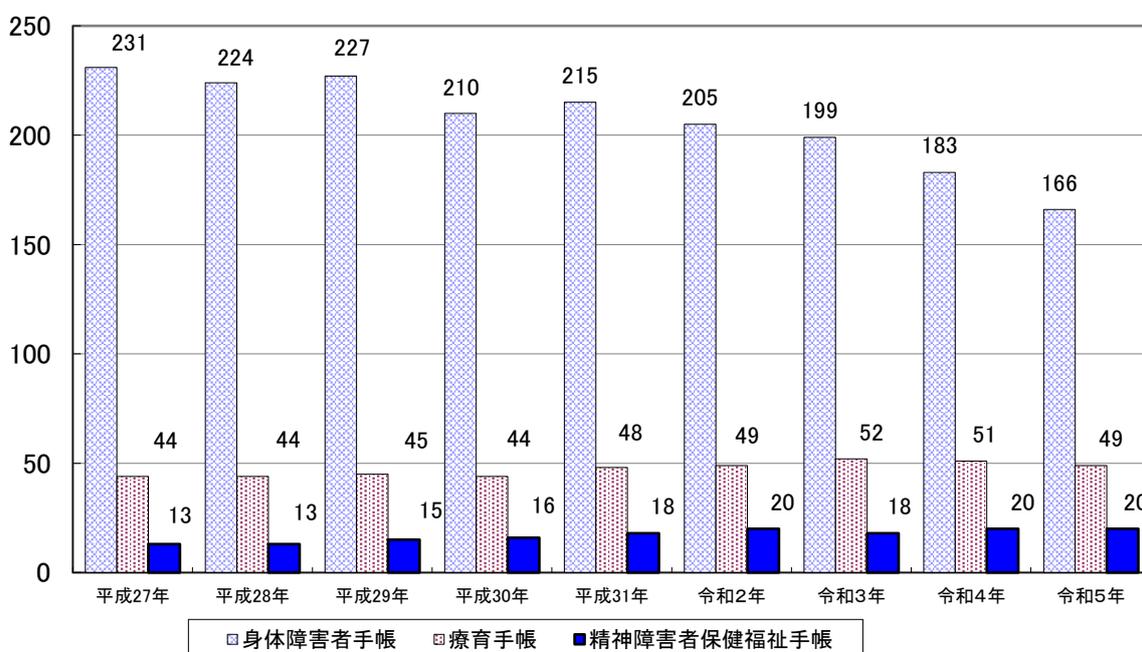
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	311	316	292	292	290	294	282	275	258
15～64歳	1,774	1,714	1,683	1,645	1,639	1,610	1,583	1,530	1,501
65歳以上	1,237	1,238	1,244	1,245	1,242	1,220	1,215	1,218	1,199
人口	3,322	3,268	3,219	3,182	3,171	3,124	3,080	3,023	2,958
高齢化率	37.2	37.9	38.6	39.1	39.2	39.1	39.4	40.3	40.5

2 障がい者（児）の状況

令和5年4月1日現在、本町の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は235人であり、総人口2,958人に占める割合は7.9%となっています。

身体障害者手帳所持者数は、平成27年の231人から令和5年では166人となり8年間で65人減少していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は微増しています。

■障害者手帳交付状況（各4月1日現在）■



(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	231	224	227	210	215	205	199	183	166
療育手帳	44	44	45	44	48	49	52	51	49
精神障害者保健福祉手帳	13	13	15	16	18	20	18	20	20
計	288	281	287	270	281	274	269	254	235

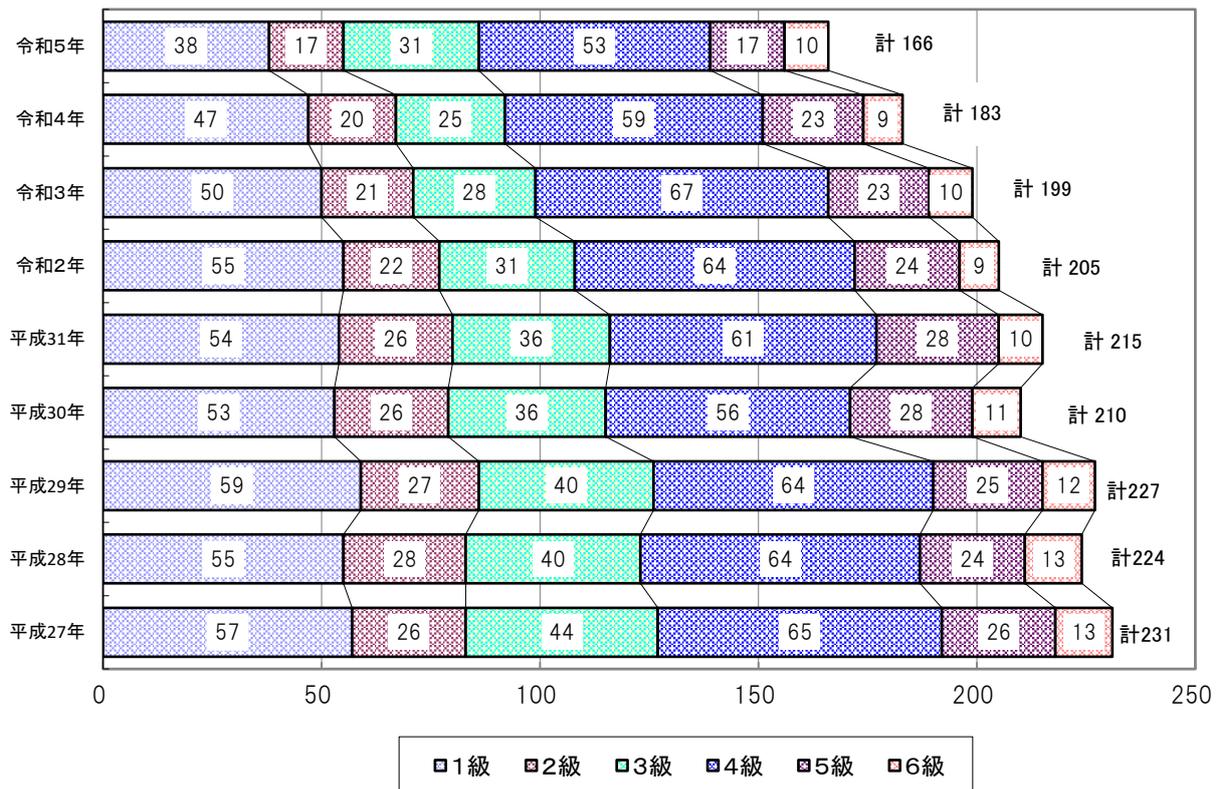
3 身体障害者手帳の交付状況

令和5年4月1日現在の本町の身体障害者手帳所持者数は166人であり、総人口に占める割合は5.61%となっています。平成27年の231人と比較すると身体障害者手帳所持者数は65人減少している状況です。

令和5年4月1日現在の障がいの等級別では1級と2級の重度障がい者が55人で、所持者総数（166人）の33.1%を占めています。

また、障がい種別は肢体不自由が96人と多く所持者総数の57.8%を占め、ついで内部障害、聴覚・平衡機能障害となっています。

■ 身体障害者手帳交付状況（各4月1日現在） ■



身体障害者手帳交付状況（障害程度等級別）

（単位：人）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	57	55	59	53	54	55	50	47	38
2 級	26	28	27	26	26	22	21	20	17
3 級	44	40	40	36	36	31	28	25	31
4 級	65	64	64	56	61	64	67	59	53
5 級	26	24	25	28	28	24	23	23	17
6 級	13	13	12	11	10	9	10	9	10
計	231	224	227	210	215	205	199	183	166

身体障害者手帳交付状況（障害種別）

（単位：人）

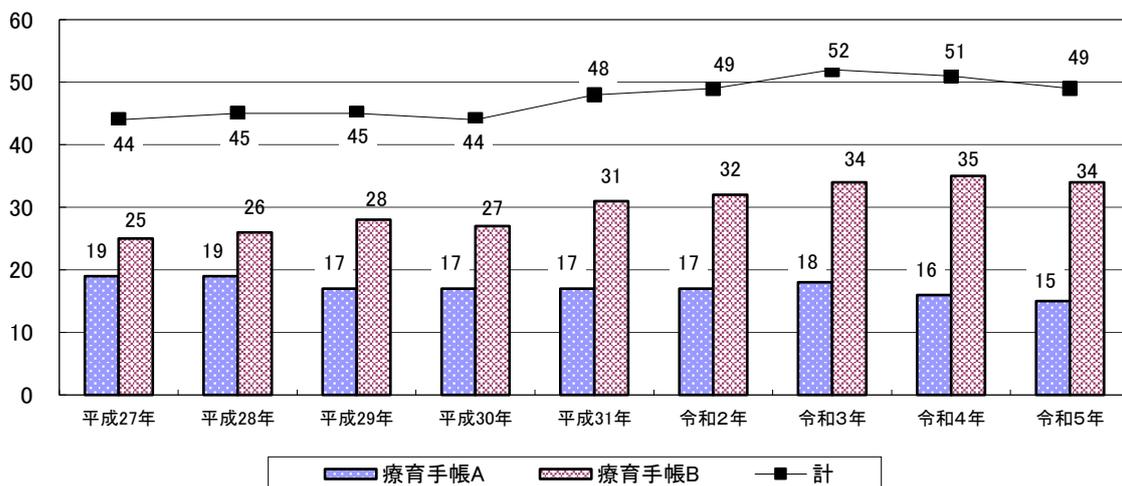
区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視 覚 障 害	5	4	4	3	2	3	4	4	6
聴覚・平衡機能障害	23	23	26	22	21	20	21	20	16
音声・言語・咀嚼機能障害	2	2	2	1	1	1	1	0	0
肢体不自由	154	145	143	135	134	123	119	112	96
内 部 障 害	47	50	52	49	57	58	54	47	48
計	231	224	227	210	215	205	199	183	166

4 療育手帳の交付状況

令和5年4月1日現在、療育手帳の交付を受けている本町の知的障がい者（児）は49人で、平成27年の44人と比較すると5人増加しており、微増で推移しています。

等級別では、A判定（最重度・重度）は15人で所持者総数に対し30.6%、B判定（中度・軽度）は34人で69.4%となっており、近年はB判定の割合が増加しています。

■ 療育手帳交付状況（各4月1日現在） ■



療育手帳交付状況

(単位：人)

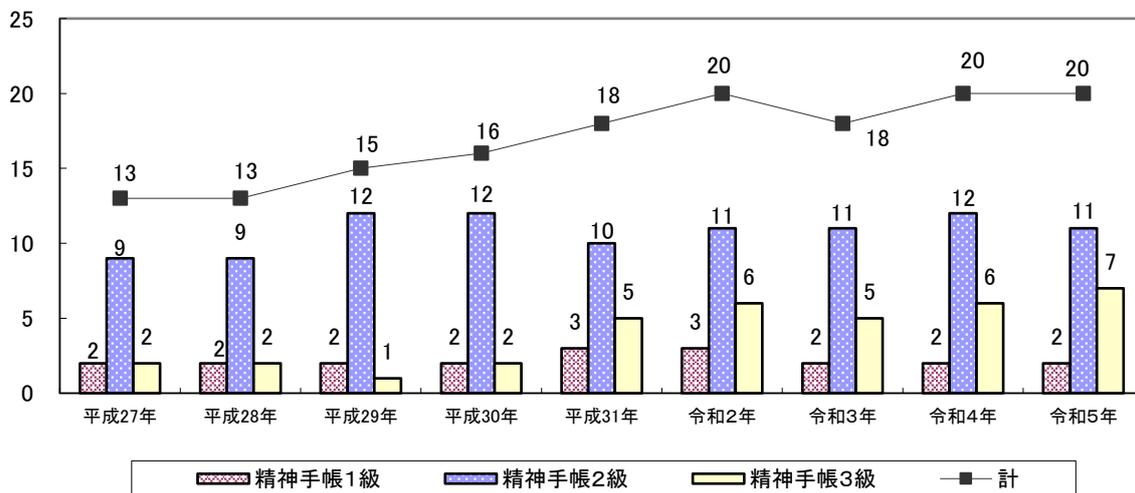
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳A判定	19	19	17	17	17	17	18	16	15
療育手帳B判定	25	26	28	27	31	32	34	35	34
計	44	45	45	44	48	49	52	51	49

5 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者数は20人で、平成27年の13人から年々増加している状況です。

また、精神疾患のために外来通院した際の自己負担分を助成する制度である自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増加しており、「うつ」などの精神疾患の増加や失業・災害等様々な社会的情勢を考慮すると、今後さらに増加が考えられます。

■ 精神障害者保健福祉手帳交付状況（各4月1日現在） ■



精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神手帳1級	2	2	2	2	3	3	2	2	2
精神手帳2級	9	9	12	12	10	11	11	12	11
精神手帳3級	2	2	1	2	5	6	5	6	7
計	13	13	15	16	18	20	18	20	20

6 特別支援学級児童・生徒数の状況

令和5年4月1日現在、本町の特別支援学級児童・生徒数は、知的区分4人、言語区分4人、情緒区分11人、弱視区分1人の計20人となっており、平成31年以降ほぼ横ばいとなっています。

特別支援学級児童・生徒の個別支援・集団支援のサポートをするために、豊頃小学校及び豊頃中学校に「特別支援教育支援員」を複数配置しています。

■ 特別支援学級児童・生徒数の推移（各4月1日現在） ■

（単位：人）

学 校 名	区 分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
豊頃小学校	知 的	2	2	1	1	2	1	2
	言 語	2	2	1	1	1	2	2
	情 緒	4	9	12	10	11	10	9
	弱 視	-	-	-	-	0	1	1
	病 弱	1	1	1	1	1	1	0
大津小学校	知 的	1	0	0	0	0	0	0
	言 語	1	0	0	0	0	0	0
豊頃中学校	知 的	1	1	2	2	2	1	2
	言 語	2	1	2	1	1	1	2
	情 緒	1	2	2	4	3	4	2
	難 聴	0	0	0	0	0	0	0
計		15	18	21	20	21	21	20

[豊頃町教育委員会特別支援学級就学名簿]

7 ことばの教室の状況

ことばの教室は、発達に支援を要する児童等に対して早期療育を図るため、平成8年に開設され療育指導を行っています。

通室児童は平成27年では10人、令和5年は18人の児童が通室しており、増加傾向で推移しています。

発達に支援が必要な児童の個々の特性に応じた専門的な支援を行うため、巡回児童相談、発達相談を実施しており、巡回児童相談件数は1～8件で推移しており、発達相談件数も0～9件で推移しています。

■ ことばの教室通室人数の推移（各4月1日現在） ■

(単位：人)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通 室 人 数	10	12	10	14	14	12	13	17	18

[豊頃町ことばの教室出席簿]

■ ことばの教室相談件数の推移 ■

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
巡 回 児 童 相 談	6	3	6	6	8	6	1	3	3
発 達 相 談	4	4	3	4	4	6	9	8	0

[豊頃町ことばの教室出席簿]

8 障害福祉サービス等の現状

(1) 訪問系サービス

居宅介護サービスは、在宅で食事の介助等を行っています。

(支給決定人数：人)

サービスの内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	1	1	1
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	0	0	0
同行援護	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

入所施設や事業所において昼間の活動を支援するサービスを行っています。

(支給決定人数：人)

サービスの内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	24	25	24
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	0	0	0
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援（A型）	1	1	1
就労継続支援（B型）	9	9	10
就労定着支援	0	0	0
療養介護	1	1	1
短期入所	2	2	2
児童発達支援	0	0	0
放課後等児童デイサービス	5	6	6

(3) 居住系サービス

入所施設等で住まいの場としてのサービスを行っています。

(支給決定人数：人)

サービスの内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	19	19	18
施設入所支援	18	19	17

(4) 相談支援

相談支援については、障がいのある人（児童）の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けた障害福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成（計画相談支援・障害児相談支援）などの支援が必要と認められる場合に、ケアマネジメントにより支援を行っています。

(支給決定人数：人)

サービスの内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	44	42	47
障害児相談支援	2	2	6
地域相談	0	0	0

(5) 補装具・日常生活用具給付事業

補装具・日常生活用具給付事業により、身体障がい者（児）の失われた機能を補助するための器具（義手、義足、補聴器、車椅子等）の購入と修理を行っています。また、身体障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、ストマ用装具等の日常生活用具の給付を行っています。

(支給決定件数：件)

給付の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具(購入)	2	4	4
補装具(修理)	2	3	2
日常生活用具給付	26	30	29

(6) 福祉手当等

常時特別な介護を要する在宅で暮らす障がいのある人（児童）に各種手当が支給され、自立生活の基盤の確立を図っています。

(支給人数：人)

手当の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	0	0	0
障害児福祉手当	0	0	0
経過的福祉手当	0	0	0
特別児童扶養手当	4	2	3
計	4	2	3

- *特別障害者手当～日常生活に全面的な介護を要する20歳以上の重度障がい者を対象
- *障害児福祉手当～20歳未満の重度障がい児を対象
- *経過的福祉手当～20歳以上の障がい者に対する福祉手当は、障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴い廃止されたが、改正法施行日前日(昭和61年3月31日)において福祉手当の受給資格を有する20歳以上の者で特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者については、経過措置として引き続き従来の福祉手当が支給される。

(7) 医療費の助成

自立支援医療は、身体(更生、育成(18歳未満))・精神に障がいのある人に対する医療費の給付を行う事業で、原則、医療費の自己負担が1割となっており、所得等に応じて利用負担の上限が設定されています。

(給付件数：件)

医療の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療(更生医療(人工透析))	8	5	5
自立支援医療(更生医療(人工透析以外))	2	2	2
自立支援医療(育成医療)	0	0	0
自立支援医療(精神通院医療)	29	35	35
重度心身障害者医療	1,431	1,334	1,167

*更生医療

～18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。

*育成医療

～18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

*精神通院医療

～通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がい(てんかんを含む。)を有する方が対象。ただし、住民税(所得割)が年23万5千円以上の「世帯」の方は、原則対象外であり、高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合に限り、経過措置により対象となる。

*重度心身障害者医療

～○身障手帳1、2級、3級の内部障がい(心臓、じん臓もしくは呼吸器又は膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能障害)
○療育手帳A判定 ○精神保健福祉手帳1級 ○65歳以上の方は、後期高齢者医療保険加入者が対象。

(8) 交通費の助成

地域活動支援センターへの通所及び児童の療育や機能回復訓練等の通園に要する交通費の一部を助成します。

(支給人数：人)

給付の内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域活動支援センター交通費助成	2	2	1
心身障がい児通園等交通費助成	5	6	6

*地域活動支援センター

～障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行う。

*心身障がい児通園等交通補助

～障がいのある児童が機能回復訓練の通園や児童発達・放課後等デイサービス等の療育のための事業所への通所に要する経費の一部を助成する。

(9) 障がい者関連事業所の現状

本町での障害福祉サービス事業所等は次のとおりです。

障害福祉サービス等	サービス提供事業所
短期入所（ショートステイ）	とよころ荘（豊頃愛生協会）
居宅介護・同行援護	ホームヘルプセンターとよころ（豊頃町社会福祉協議会）
地域活動支援センター	クローバー共同作業所（池田町） （池田町・豊頃町・浦幌町・幕別町・本別町と運営費を負担）
計画相談支援	豊頃町障がい者相談支援事業所（福祉課内）
就労支援	喫茶ふわり（豊頃町社会福祉協議会）

第3章 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画の基本的事項

1 国の基本指針

国が示す「障がい福祉計画・障がい児福祉計画にかかる基本指針の見直し」の概要は、次のとおりです。

■ 基本指針の見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

■ 成果目標に関する事項

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実【項目新規】
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等【項目新規】
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等【項目新規】
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【項目新規】
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 施策の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

国の基本指針では、施設入所者の地域生活の移行（入所施設を退所し、グループホームや一般住宅などへ移行）について、次の事項を基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※本町における目標設定の考え方

本町において令和4年度末の町外施設入所者数は15人で、近年は新規入所者及び施設入所者数は減少傾向にあります。地域実情を踏まえ数値目標は0人としますが、引き続き近隣市町村のグループホーム等の利用を検討し、可能なかぎり本人の望む地域生活を支援していきます。

《第7期計画の目標》

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度の地域生活移行者数	—	地域の実情を踏まえて設定
【目標値】 令和8年度の減少見込数	—	地域の実情を踏まえて設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、長期入院中の精神障がい者に関する目標値を定めることとされています。

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 令和8年度末における入院後3か月時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の達成率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91%以上とすることを基本とする。

《第7期計画の目標》

項 目	考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	本町には現在、長期入院中の精神障がい者がいないことから、退院率の目標設定はしないが、対象者が出た場合は、関係機関と連携のもと協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援の充実

《国の基本指針》

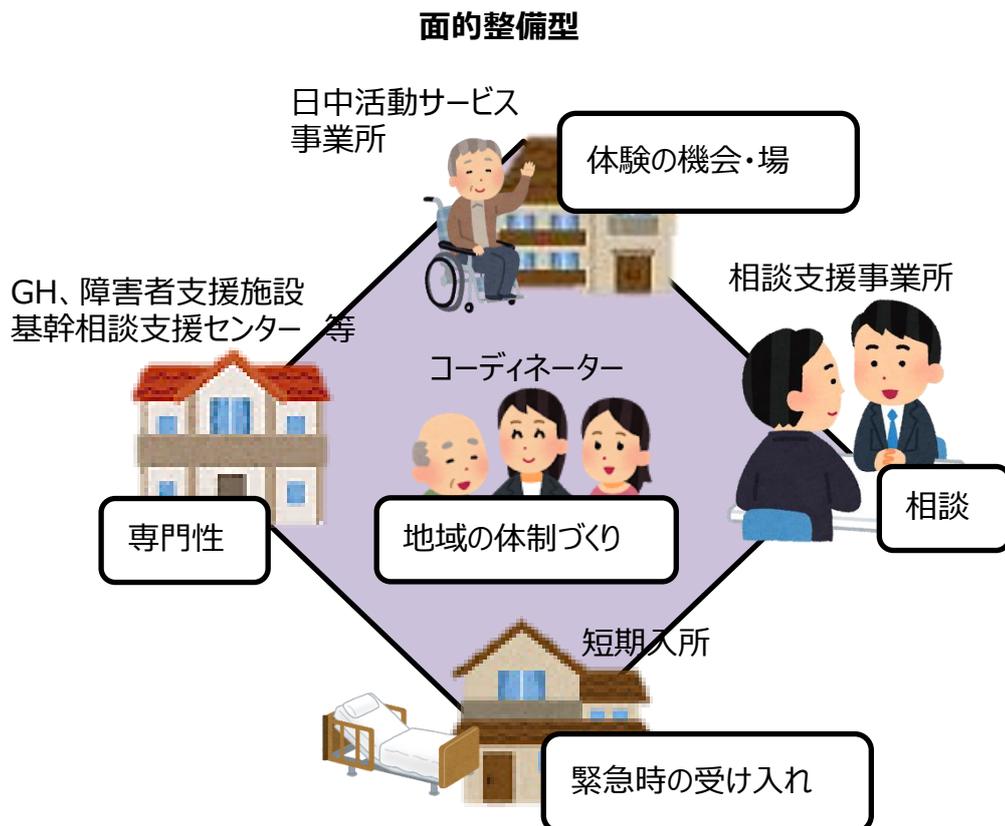
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「地域生活支援拠点」（地域生活支援の機能強化のため、各地域内で機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点）又は、「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）の整備を行うこととされています。

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

《第7期計画の目標》

項 目	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度から幕別町・池田町・浦幌町との東部4町にて圏域設置しており、運用状況の検討等引き続き連携を図りながら拠点運用していく。

〈地域生活支援拠点等イメージ〉



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

国の基本指針では、福祉施設から就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労へ移行した人について、次の事項を基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定すると示されています。

- 一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上
 就労継続支援A型事業所を通じた移行者数：概ね1.29倍以上
 就労継続支援B型事業所を通じた移行者数：1.28倍以上
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合：5割以上とする。
- 就労定着支援事業利用者：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とする。

※本町における目標設定の考え方

令和3年度において就労移行支援事業等を通じ一般就労した方は0人ですが、高等学校卒業後、就労移行支援事業を利用し一般就労する方は数年に1名程度おります。今後も引き続き就労支援を行う機関と連携し、福祉施設から一般企業等への就労を促進します。

《第7期の目標》

① 一般就労移行者数

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	—	国の指針に基づき、令和3年度実績の1.28倍を設定

② 就労移行支援事業所利用者数

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業所利用者数	—	国の指針に基づき、令和3年度実績の1.31倍を設定

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の基本指針》

重症心身障がい児の支援を含め、障がいのある児童及び家族への重層的な地域支援体制を構築することとしています。

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

《第3期計画の目標》

項 目	考 え 方
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の利用体制の構築	現在、本町の療育指導を行っている「ことばの教室」の機能充実を図り、令和8年度末までに圏域設置を含め利用体制構築に努める。
重症心身障がい児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	現在、本町の療育指導を行っている「ことばの教室」の機能充実を図り、令和8年度末までに圏域利用を含め事業所確保に努める。
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	現在、本町において医療的ケア児がいないことから、設置目標は設定しないが、対象ケア児が出た場合は関係機関と連携を図る。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することとしています。

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談

支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

《第7期及び第3期計画の目標》

項 目	考 え 方
地域の相談支援体制の強化	複雑化・複合化した課題に対し、属性を超えた包括的な相談支援体制の構築を図り、多機関と連携し問題解決を図れるよう、相談支援事業所の体制充実や相談員の資質向上を図る。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の基本指針》

令和8年度までに、都道府県及び各市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

《第7期及び第3期計画の目標》

項 目	考 え 方
各種研修の活用	北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ職員の積極的な参加を進める。

第4章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの体系

区分	サービスの区分	サービスの名称	
障害福祉サービス等 (障害者総合支援法)	自立支援給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護
			自立訓練（機能訓練）
			自立訓練（生活訓練）
			就労移行支援
			就労継続支援（A型）
			就労継続支援（B型）
			就労定着支援
			療養介護
		居住系サービス	短期入所（福祉型・医療型）
			自立生活援助
	共同生活援助（グループホーム）		
	相談支援	施設入所支援	
		計画相談支援	
		地域移行支援	
	地域生活支援事業	必須事業	地域定着支援
			理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			成年後見制度法人後見支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具給付事業
手話奉仕員養成研修事業			
移動支援事業			
地域活動支援センター事業			
任意事業 (その他事業)		日中一時支援事業	
		更生訓練費給付事業	
		障害児通所支援	児童発達支援
			医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援		
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			
障害児相談支援			
医療的ケア児支援調整コーディネーター配置			
児童福祉法			

2 障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策

障がいのある人（児童）が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとに必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

●見込量算定の考え方●

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第6期豊頃町障がい福祉計画及び第2期豊頃町障がい児福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づきサービス等の種類ごとに、令和8年度までの各年度における見込量を推計しました。

■障害福祉サービス見込量の単位■

各年度の1月あたりの利用時間、利用日数及び利用人数を示しています。

単位については、次のとおりとなっています。

【時間/月】	1月あたりのサービスの延べ利用時間数
【人日/月】	1月あたりのサービスの延べ利用日数
【人/月】	1月あたりのサービス利用実人数
【時間/年】	1年あたりのサービスの延べ利用時間数
【人/年】	1年あたりのサービス利用実人数
【件/年】	1年あたりのサービスの延べ利用件数

3 自立支援給付

(1) 訪問系サービスの見込量と確保の方策

【サービスの内容】

サービスの種類	事業内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者であって、常時介護が必要な人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護など生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等で常時介護が必要な人に、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量】

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間/月	計画値	12	12	12	15	15	20
		実績値	12.8	13.0	13.0	-	-	-
		達成率	106.7%	108.3%	108.3%	-	-	-
行動援護 重度障害者等 包括支援	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

【現状と課題】

町内の居宅介護事業所はホームヘルプセンターとよころの1事業所のみで、視覚障がい者の通院介助を行う同行援護のサービス事業も行っています。

現在、同行援護サービスの利用者はいなく、主に居宅介護サービスを1名の精神障がいのある人が利用し、洗濯、掃除等の家事援助のほか、相談や助言など生活全般にわたる援助を行っています。

【見込量確保の方策】

地域生活への移行を進める上で訪問系サービスの充実が望まれるため、計画相談支援を活用し障がいの特性を理解し、適切なサービスを提供できるよう居宅介護事業所と連携し充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

【サービスの内容】

サービスの種類	事業内容
生活介護	常時介護が必要な障がい者に主として昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な65歳未満(利用開始時)の障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障がい者に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	一般企業へ就労する障がい者を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (福祉型) (医療型)	居宅で介護を行う人の疾病などの理由により、障害者支援施設等に短期入所する必要がある障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。(福祉型：障害者支援施設で実施、医療型：病院等で実施)

【サービスの見込量】

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日/月	計画値	550	550	550	484	484	484
		実績値	505.4	492.6	424.0	-	-	-
		達成率	91.9%	89.6%	77.1%	-	-	-
	人/月	計画値	25	25	25	22	22	22
		実績値	24.8	23.2	22.1	-	-	-
		達成率	99.2%	92.8%	88.4%	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
就労移行支援	人日/月	計画値	10	10	10	22	22	22
		実績値	0.0	0.0	18.6	-	-	-
		達成率	-	-	186.0%	-	-	-
	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0.0	0.0	1.0	-	-	-
		達成率	-	-	100.0%	-	-	-
就労継続支援 (A型)	人日/月	計画値	22	22	22	22	22	22
		実績値	22.8	22.8	22.0	-	-	-
		達成率	103.6%	103.6%	100.0%	-	-	-
	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
就労継続支援 (B型)	人日/月	計画値	198	242	242	208	208	208
		実績値	175.1	173.7	197.8	-	-	-
		達成率	88.4%	71.8%	81.7%	-	-	-
	人/月	計画値	9	11	11	11	11	11
		実績値	9.0	9.2	10.9	-	-	-
		達成率	100.0%	83.6%	99.1%	-	-	-
就労定着支援	人日/月	計画値	0	0	4	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
療養介護	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1.0	1.0	1.0	-	-	-
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
短期入所 (福祉型) (医療型)	人日/月	計画値	6	6	6	5	5	5
		実績値	0.0	0.0	2.9	-	-	-
		達成率	0.0%	0.0%	48.3%	-	-	-
	人/月	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	0.0	0.0	0.2	-	-	-
		達成率	0.0%	0.0%	10.0%	-	-	-

【現状と課題】

本町には居宅介護事業所（ホームヘルプセンターとよころ）と短期入所事業所（豊頃愛生協会）のみで、その他のサービスを利用する場合は、他市町村のサービス提供事業所を利用しています。

生活介護は、主に施設入所支援及び共同生活援助（グループホーム）利用者が日中活動の場として利用しており令和6年1月現在22名の方が利用しています。

就労継続支援（B型）は11名、就労継続支援（A型）は1名の方が利用していますが、今後（利用している）A型事業所廃止に伴いB型事業所への変更を予定しています。

就労移行支援事業については、令和5年度より1名の方が利用しており、高等養護学校卒業者等、有効期間（2年）はあるものの今後も利用は見込まれます。

また、介護者の緊急時に対応するため短期入所のサービスを提供しており、本町にも短期入所事業所はありますが、2名の方がそれぞれ岩見沢市と音別町の生活介護事業所と同法人の短期入所サービス利用を見込んで支給決定を受けています。両名の利用はありませんが、令和5年度には高等養護学校卒業後を見据えて短期入所事業を希望された方が1名おり、今後も同様の目的での利用も見込まれます。

【見込量確保のための方策】

計画相談支援を活用し、利用者本人の希望や障害支援区分に応じたサービスを受けられるよう利用者調整を行い、関係機関等と連携を図りながら地域や入所施設において安定した生活を営めるように対応します。

(3) 居住系サービスの見込量と確保の方策

【サービスの内容】

サービスの種類	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしをする人（希望する人を含む。）に対し、定期的な居宅訪問、情報提供及び助言など必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービスの種類	単位	区分	実績（5年度見込）			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	計画値	19	21	21	21	22	23
		実績値	18.5	18.0	20.0	-	-	-
		達成率	97.4%	85.7%	95.2%	-	-	-
施設入所支援	人/月	計画値	19	19	19	15	15	15
		実績値	18.8	16.6	15.1	-	-	-
		達成率	98.9%	87.4%	79.5%	-	-	-

【現状と課題】

本町には、居住系サービスを提供する事業者がなく、利用者は町外にある社会福祉法人等が運営する施設を利用しています。

共同生活援助（グループホーム）の実績は年々増加傾向にあり、令和4年度末に1名の方が帯広市のグループホームに入居し、令和5年4月には1名の方がサービス変更のため減少したものの、2名の方が帯広市、池田町のグループホームにそれぞれ入居しました。また、今後も帯広市、幕別町への入居、清水町で施設入所からグループホームへのサービス変更などの検討がなされている方がいることから、今後も利用増加が見込まれます。

施設入所支援の実績は令和4年度に2名の退所があり、令和6年1月現在15名の利用となっています。

【見込量確保の方策】

障がいの状況や介護者の状況を勘案し、施設の機能を活かし適切なサービス提供の確保に努め、地域への移行が可能な入所者については、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と連携しながら地域移行を進めるように努めます。

また、グループホーム等の整備については広域での検討を視野に入れるとともに、地域住民の障がいのある人への理解を促し、障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援に努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保の方策

【サービスの内容】

サービスの種類	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行おうとする障がい者について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、居住の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者などに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急事態等に対応した相談など必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人/年	計画値	45	47	47	45	46	47
		実績値	42	47	46	-	-	-
		達成率	93.3%	100.0%	97.9%	-	-	-
地域移行支援	人/年	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	0.0%	-	-	-
地域定着支援	人/年	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	0.0%	-	-	-

【現状と課題】

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に計画相談支援によるサービスの利用意向や提供調整を行い、全ての利用者の計画作成を行っています。

本町では、平成27年4月に指定特定相談支援事業所「豊頃町障がい者相談事業所」を設置し、令和5年度現在、相談支援専門員2名が他の業務と兼務しながら、11名の利用者に対し計画相談支援を行っています。全国規模においても相談支援専門員不足が課題としてあることや、在宅サービスの利用ニーズの高まりもあることから、今後も計画相談支援件数は増加が見込まれます。

【見込量確保の方策】

豊頃町障がい者相談支援事業所によるサービス等利用計画や包括的な相談支援を行うため、相談支援体制の充実を図り、利用者のニーズに適切に対応できるよう努めます。

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策

【サービスの内容】

サービスの種類	事業内容
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識機能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進など必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	医療的ケア児（NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童）が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行いコーディネーターを配置します。

【サービスの見込量】

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人日/月	計画値	3	3	3	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
	人/月	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
医療型 児童発達支援	人日/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	-	-	-	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	-	-	-	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	-	-	-	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	-	-	-	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	人日/月	計画値	25	25	25	30	30	30
		実績値	17.1	15.8	14.7	-	-	-
		達成率	68.4%	63.2%	58.8%	-	-	-
	人/月	計画値	5	5	5	5	5	5
		実績値	5.1	4.4	4.1	-	-	-
		達成率	102.0%	88.0%	82.8%	-	-	-
保育所等 訪問支援	人日/月	計画値	0	0	3	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	0.0%	-	-	-
	人/月	計画値	0	0	1	0	0	0
		実績値	-	-	0	-	-	-
		達成率	-	-	0.0%	-	-	-
障害児 相談支援	人/年	計画値	5	5	5	6	6	6
		実績値	2.0	6.0	6.0	-	-	-
		達成率	40.0%	120.0%	120.0%	-	-	-
医療的ケア児支 援調整コーディネ ーターの配置	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
		達成率	-	-	-	-	-	-

【現状と課題】

児童福祉法に基づく障害児通所支援としてのサービス提供事業者が本町にはないため、帯広市等の放課後等デイサービス提供事業所へ6名の児童が通所しています。

また、障がいのある児童の相談支援にあたっては、児童の発達支援や保護者・家族支援の視点に立ち、身近な地域においても専門的な療育支援や発達支援が適切に継続的に提供できるよう、教育・保育の場においても、一体的な支援や関係機関等との綿密な連携を図っていくように努めます。

【見込量確保の方策】

利用者のニーズに対応できる相談体制の整備を図り、適切なサービスが提供できるよう事業所との連携を図り、必要なサービス提供量の確保に努めます。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められています。事業は、法令で実施が義務付けられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

(1) 実施する事業

本町では、地域生活支援事業として以下の事業を実施します。

事業の種類		事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけをします。
	自発的活動支援事業	障がい者（児）とその家族又は地域住民等による地域における自発的な取組に対する支援を行います。
	相談支援事業	障がい者やその介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳者の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	障がい者（児）に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人を養成します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出の際の支援を行います。
任意事業	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行います。
	日中一時支援事業	障がい者（児）に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
	更生訓練費給付事業	障害者支援施設等で自立訓練又は就労移行支援による訓練を受けている人に対し、文具や参考書などの訓練のための経費を支給します。

(2) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、理解を深めるため、ヘルプマーク・ヘルプカードを障がいのある人、高齢者等に配布します。

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	箇所/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-

*ヘルプマーク

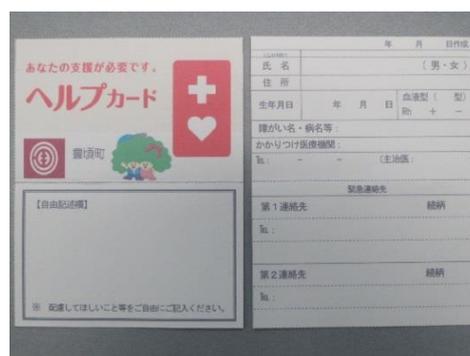
～義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や、発達障がいの方など外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることで援助を得やすくなります。

*ヘルプカード

～障がいのある方で、自分から「困った」と伝えられない場合に、提示して助けを求めるために使用するカードです。



(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等における自発的な取組として、「喫茶ふわり」を運営する「豊頃町手をつなぐ親の会就労部会」に対して、その経費の一部を平成25年度から補助していました。「喫茶ふわり」の運営が豊頃町社会福祉協議会に変更となり、自発的活動支援事業の対象外とはなりましたが、引き続き運営補助し就労支援を行っていきます。

サービスの種類	単位	区分	実績（5年度見込）			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自発的活動支援事業	箇所/年	計画値	1	1	1	0	1	0
		実績値	0	0	0	-	-	-

③ 相談支援事業

相談支援事業は、本町では直営で実施しており、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の確保と困難事例の相談に対応するため、各関係機関との連携と地域自立支援協議会の意見を求めながら、相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人を生涯にわたって支援できるよう継続性のある相談支援体制の強化を図るため、相談支援専門員を配置し、障害福祉サービスの利用援助、就労支援などの対応を行うため指定特定相談支援事業所を設置し、包括的な相談支援に努めます。

サービスの種類	単位	区分	実績（5年度見込）			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害者相談支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-
基幹相談支援センター	箇所	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-	-	-
地域自立支援協議会	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-
基本相談支援（特定相談支援事業）	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-

(参考) 「障害者相談支援事業」・「基本相談支援」について

	障害者相談支援事業 (地域生活支援事業)	基本相談支援 (一般・特定相談支援事業)
根 拠	障害者総合支援法第77条第1項第3号	障害者総合支援法第5条第17項
事 業 内 容	障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 <u>その他の厚生労働省令で定める便宜</u> を供与するとともに、障害者等に対する虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うもの。	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。) <u>その他の厚生労働省令で定める便宜</u> を総合的に供与するもの。
	「その他の厚生労働省令で定める便宜」 訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者、又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援	
事 業 主 体	「市町村」※常勤の相談支援専門員が配置された「指定一般・特定相談支援事業者」に委託可能	「指定一般・特定相談支援事業者」
実 施 場 所	「市町村」(基幹相談支援センター)又は、障害者相談支援事業を委託された「指定一般・特定相談支援事業所」	「指定一般・特定相談支援事業者」
備 考	市町村の「責務」として行われるもの。「自治事務」であり、「地方交付税」による措置が図られている。	指定一般・特定相談支援事業のうち、「地域相談支援」「計画相談支援」については個別給付化されている。

④ 成年後見制度利用支援事業

親族がない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、町が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全額又は一部を助成します。

第6期では利用実績がありませんでしたが、当事者及び家族等に制度の周知を図り利用の促進に努めます。

サービスの種類	単位	区分	実績（5年度見込）			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

現在、町内に法人後見の委託機関がなく、市民後見養成講座受講修了者の活動の支援体制が整っていない現状であり、引き続き、社会福祉協議会と協議し、法人後見業務ができる体制整備に向け支援していきます。

サービスの種類	単位	区分	実績（5年度見込）			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	箇所/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人に意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。北海道が市町村を代理して公益社団法人北海道ろうあ連盟と一括契約を結んでおり、本町では手話通訳者等の確保が困難なことから、必要に応じて同事業を活用し対応します。

第6期では聴覚障がいのある人から要約筆記派遣の申請があり、町内イベントや研修会等に要約筆記サークルたんぽぽに委託し、要約筆記通訳者を派遣しました。今後も広報活動などを広く行い、事業の利用促進に努めます。

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
意思疎通支援 事 業	件/年	計画値	1	1	1	0	1	1
		実績値	1	0	2	-	-	-

⑦ 日常生活用具給付事業

日常生活を送る上で必要な用具を、それぞれの要件を満たす重度障がいのある人に対し給付または貸与しています。本事業の利用は、排泄管理支援用具（ストマ用装具）が主な給付となっています。

今後も、障がいのある人のニーズや難病患者の実態に即した給付品目について検討し、自立した生活を営むために役立つ用具の給付に努めます。

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護・訓練 支 援 用 具	件/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-
自立生活支 援 用 具		計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-
在宅療養等 支 援 用 具		計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-
情報・意思疎 通 支 援 用 具		計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-
排泄管理支 援 用 具 (1 か 月)		計画値	180	180	180	156	156	156
		実績値	180	174	150	-	-	-
住 宅 改 修 費	計画値	1	1	1	1	1	1	
	実績値	1	0	0	-	-	-	

*介護・訓練支援用具・・・・・・・・特殊寝台、特殊マット、訓練用いすなど

*自立生活支援用具・・・・・・・・移動・移乗支援用具・特殊便器など

*在宅療養等支援用具・・・・・・・・透析液加温器、電気式たん吸引器など

*情報・意思疎通支援用具・・・・・・・・視覚障害者用拡大読書器など

*排泄管理支援用具・・・・・・・・ストマ用装具、紙おむつなど

*住宅改修・・・・・・・・手すり取付け、床段差解消など

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得するために、帯広市で養成研修会を毎年開催していますが、第6期では利用実績がありませんでした。

今後も、手話奉仕員養成研修を広報等で広く町民に周知し、事業の実施に努めます。

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	1	1	1	0	1	0
		実績値	0	0	0	-	-	-

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上不可欠な外出及び社会活動を支援するための事業を実施しておりますが、町内にはサービス提供事業所がないため、帯広市と幕別町の事業所に事業委託を行っております。事業所の日中一時支援事業と併せて利用できますが第6期の利用はありませんでした。今後、移動支援の利用希望者の把握に努め、事業所との連携を図りサービスの充足に努めます。

サービスの種類	単位	区分	実績 (5年度見込)			計画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-
	時間/年	計画値	20	20	20	5	5	5
		実績値	0	0	0	-	-	-

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人の創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流促進を目的とした支援を行っております。本町においては開設事業所がないことから、池田町にある地域活動支援センターを利用できるよう池田町と協定を締結しており、第6期では1名の利用実績があります。

利用料の無料化と通所交通費の補助と移送サービスをすることにより、利用者の負担を軽減し利用の促進に努めています。

現在、対象者が少ないことから町内での単独設置は困難であり、現状の体制を維持し、近隣市町村との連携によりサービスの充実を図ります。

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター事業	箇所/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	-	-	-

(3) 任意事業（その他の事業）

① 日中一時支援事業

日中に監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人（児童）を対象に日中における活動の場を確保し、当事者家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を目的とし実施しています。

本町では、サービス提供事業所がないことから幕別町の1事業所、帯広市の1事業所に委託しており、第6期には児童2名の利用実績があり、介護者の仕事の繁忙期に利用があります。

今後も、希望に応じた利用ができるよう委託事業所と連携しサービスの充実を図ります。

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
日中一時支援事業	人/年	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績値	2	1	1	-	-	-
	日/年	計画値	50	50	50	10	10	10
		実績値	11	3	1	-	-	-

② 更生訓練費給付事業

障害者支援施設等において、金銭管理やその他社会生活に必要な知識技能を身につけることにより、地域で自立した生活を送ることができると見込まれる入所者に対し、自立訓練や就労移行支援訓練を行い、障がいのある人の社会復帰を図る更生訓練費の給付を行います。

第6期では給付実績はありませんが、第7期では、地域移行促進のためにも更生訓練の内容を勘案し、必要と認められた訓練のための給付に努めます。

サービスの種類	単 位	区 分	実績 (5年度見込)			計 画		
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
更生訓練費 給付事業	人/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	-	-	-

5 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の進行管理

この計画の推進にあたっては、計画の進捗状況について、障がい者団体をはじめ、保健・医療、福祉関係者、行政関係者で構成される「豊頃町地域自立支援協議会」において各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、幅広い町民の意見を把握し、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

(2) 計画推進体制の充実

障がい者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっているため、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、本町各分野間における連携・調整の強化を図り、障がい者福祉施策の課題の解決に向けて取組を進めます。

また、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。

參考資料



豊頃町地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

職	所 属	氏 名	区 分	備 考
会 長	豊頃町手をつなぐ親の会会長	宮 脇 直 美	当事者団体	知的障害者相談員
副 会 長	一 般 (民 生 委 員 児 童 委 員)	前 田 マ リ 子	学 識 経 験	身体障害者相談員
委 員	身体障害者福祉協会 豊 頃 町 分 会 分 会 長	高 橋 安 夫	当事者団体	
委 員	豊頃町社会福祉協議会事務局 長	下 重 博 光	福 祉 団 体	
委 員	豊頃愛生協会施設長	金 川 正 次	事 業 者	

【任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日】

【障害者関連団体】

組織・団体名	区分	主な活動
身体障害者福祉協会豊頃町分会	身体	*身体障害者福祉法による援護実施推進協力 *身体障害者福祉法の実施普及 *会員の職業補導・斡旋
豊頃町手をつなぐ親の会	—	*会員相互の親睦 *研修活動と普及啓発

【相談窓口一覧】

名 称	住 所	連 絡 先
豊頃町役場福祉課	豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場内	(直通) 015-574-2214 福祉課福祉係
豊頃町障がい者相談支援事業所	豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場内	(直通) 015-574-2214 福祉課福祉係
豊頃町地域包括支援センター	豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場内	(直通) 015-574-2214 福祉課福祉係
豊頃町子育て支援センター	豊頃町茂岩栄町 5 番地 こどもプラザ内	(直通) 015-574-3931 子育て支援所
豊頃町ことばの教室 (豊頃町発達支援センター)	豊頃町茂岩栄町 5 番地 こどもプラザ内	(直通) 015-574-3932 ことばの教室
豊頃町民生委員児童委員協議会	豊頃町茂岩本町 125 番地 豊頃町役場内	(事務局) (直通) 015-574-2214 福祉課福祉係
十勝障がい者総合相談支援センター	帯広市東 11 条南 9 丁目 1 市民活動プラザ六中内	0155-28-7599
十勝障害者就業・生活支援センター「だいち」	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 ソネビル 2F	0155-24-8989
帯広生活支援センター	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 ソネビル 2F	0155-23-6703

豊頃町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向け、障がい者等の相談、助言及び情報の提供その他の障害福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等のため、豊頃町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児福祉計画の策定に関すること。
- (6) その他相談支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、5人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者の代表者
- (2) 豊頃町立豊頃医院の代表者
- (3) 豊頃町社会福祉協議会、豊頃町愛生協会又は豊頃町民生児童委員協議会の代表者
- (4) 身体障害者福祉協会豊頃町分会又は手をつなぐ親の会の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日訓令第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

豊頃町障がい福祉計画

(第7期：令和6年度～令和8年度)

豊頃町障がい児福祉計画

(第3期：令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

◆豊頃町福祉課福祉係

〒089-5392 豊頃町茂岩本町125番地

TEL：015-574-2214（直通）

